

兵庫県立大学国際交流センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学国際交流機構規程（平成29年公立大学法人兵庫県立大学規程第10号）第3条の規定に基づき、兵庫県立大学国際交流センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国際交流の推進のためのプログラムに関すること。
- (2) 多文化理解に関すること。
- (3) 国際コミュニケーション力の向上に関すること。
- (4) その他センターの業務を実施するために必要なこと。

(組織等)

第3条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

2 副センター長は、国際交流機構副機構長をもって充てる。

3 第1項に掲げる職のほか、センターに常勤又は非常勤の教員等を置くことができる。

(国際交流センター会議)

第4条 センターの業務に係る重要な事項について審議するため、国際交流センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 国際交流の推進のためのプログラムに係る企画、調整及び実施に関すること。

(2) 多文化理解に係る企画、調整及び実施に関すること。

(3) 国際コミュニケーション力の向上に係る企画、調整及び実施に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、センター長が審議することが必要と認めるセンターの運営に関する重要事項に関すること。

(組織)

第6条 センター会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 外国語教員（東地区担当）

(4) 外国語教員（西地区担当）

(5) 事務局教育企画部長

(6) その他センター長が必要と認めた者

(任期)

第7条 前条第3号及び第4号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第8条 センター会議に議長を置く。

- 2 議長は、センター長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、センター会議を代表する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副センター長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 センター会議は、議長が招集する。

- 2 センター会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 センター会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 センター会議の委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 議長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。ただし再任を妨げない。